

議 事 録

1. 会 議 名 第14回 市民会議
2. 日 時 平成21年6月22日(月)午後2時02分～午後4時53分
3. 場 所 大阪弁護士会館 10階1002会議室
4. 出 席 者(敬称略・順不同=21名)
 - 議 長 阿 部 昌 樹
 - 副 議 長 野 呂 雅 之
 - 委 員 大 國 美 智 子 飯 田 秀 男 郭 辰 雄

○大阪弁護士会

 - 会 長 畑 守 人
 - 副 会 長 川 崎 裕 子 藤 木 久 田 中 宏
 - 福 田 健 次 大 砂 裕 幸 塩 路 広 海
 - 満 村 和 宏

企画調査室長 竹岡 富美男

司法改革推進本部市民会議バックアップ対応部会

 - 部 会 長 島 尾 恵 理
 - 委 員 岩 崎 雅 己 瀬 川 武 生 成 見 暁 子

労働問題特別委員会

 - 委 員 村 田 浩 治

人権擁護委員会

 - 委 員 普 門 大 輔

広報委員会

 - 委 員 長 小 原 正 敏
 - 秘 書 課 長 田 村 一 幸
 - 秘 書 課 員 久米田 恵

議 事

1 開会

2 平成21年度会長及び副会長挨拶

畑会長

今日のテーマは貧困と労働でございますが、昨今、ワーキングプアという言葉が流行語になるように、労働者をめぐるさまざまな問題を抱えております。また、生活保護の申請に対して、水際作戦と言われる行政による事実上の拒否ということも言われております。日弁連では、人権擁護大会で2度にわたってこの問題を取り上げて宣言を行い、また法律改正案などについて提言をいたしております。大阪弁護士会でも、現場において、多重債務者の相談であるとか労働相談を無料化することによって、具体的な取り組みとして成果を上げるように努力しているところではございますが、まだまだ十分な取り組みとは言えないと考えております。

皆様方からご意見を賜れば幸いです。

(以下、藤木副会長、田中副会長、塩路副会長、満村副会長、福田副会長から一言ずつ挨拶)。

3 議長・副議長の指名

当会の市民会議規則第4条2項により、委員の互選により、阿部昌樹委員を議長に、野呂雅之委員を副議長に選任。

4 議事録署名者指名

運営要綱により、阿部議長が議事録署名者に飯田委員、郭委員を指名。

5 審議テーマ

(1) 「貧困問題に対する弁護士会の取り組み内容と貧困の実態」について村田浩治弁護士(労働問題特別委員会委員)及び普門大輔弁護士(人権擁護委員会第5部会(社会福祉部会)部会長)より報告。

普門弁護士

本日は、「労働と貧困を拡大するワーキングプア」という5月末に出たばかりの書籍

を配付させていただきました。貧困をはかる尺度について、この書籍では、例えば、失業率の増加、直近では失業率が5%、求人倍率が0.46%となっていること、あるいは自殺者数については毎年3万人以上の方が自ら命を絶っておられる、その4分の1、4人に1人が経済的なものを理由とする自殺であるということが報告されています。格差が拡大しているだけではなくて、生活が立ち行かない、生活が困窮しているということが数字としてもあらわれているところです。また最近ではワーキングプアの増大といった現象が出てきています。

これに対する日弁連の取り組みですが、従前は、消費者問題に熱心に取り組んできた法律家が中心になって、多重債務者の問題に取り組んできましたが、その中で、住居や公的扶助といった問題により、借金問題を解決しただけでは全く問題解決にならない実態があるということが明らかになってきました。

そこで消費者問題に取り組んできた法律家と、例えばホームレス問題とか社会保障問題などに取り組んできた法律家が連携を組んで行ったのが、2006年の釧路人権擁護大会でした。これは、弁護士会として初めて貧困を取り上げた大会となりまして、「貧困の連鎖を断ち切りすべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議」を採択しました。

この人権大会の継続的な取り組みを続けまして、貧困問題の大きな原因は労働の領域にあり、その労働の問題に切り込もうということで、第2弾として、2008年、富山で人権大会が行われました。分科会のテーマとして「労働と貧困 拡大するワーキングプア」を取り上げ「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人が人間らしく働き生活する権利の確立を求める決議」に結びつきました。

それまでのように、消費者問題や生活保護、人権問題に取り組む弁護士だけではなく、労働弁護士と言われるような労働問題に取り組んできた弁護士と一緒に行うでありますとか、同時に、市民団体や、ナショナルセンター、労働組合をも巻き込んだ運動を目指してきたというのが、この1年間の動きになります。

とりわけ非正規労働者の問題に注目いたしまして、現在問題になっている直近の労働者派遣法の抜本的な改正を実現することが何よりも必要だという認識に立った上で、国会への働きかけを含めたキャンペーンを行ってきました。

続いて大阪弁護士会の取り組みですが、大阪弁護士会では人権擁護委員会のホームレス部会において、自立支援センターの中で法律相談をしたり、自立支援センターのない

地域では青テントを回る形での御用聞き方式での法律相談を行っています。

そして、昨年の人権大会を受けて労働問題委員会が設置され、ここに使用者側の代理人あるいは労働側の弁護士が共同して参画して、一つの意思を形成していくという活動を行っています。

またこの人権大会の実態調査の前提としてこの間何度かホットラインを実施しています。一番初めは昨年6月に行い、その後、年度末の今年3月にも日弁連全国一斉の法律相談を行いました。12月24日には、反貧困ネットワークという市民団体と共同して年越しホットラインを開設しました。一番最近では2009年3月に行っています。相談が殺到しまして、実際に電話が繋がったのが1,078件、アクセス記録ではこの10倍近い数字です。相談件数のうち、労働相談が764件と圧倒的に多くて、そのうちの526件が非正規雇用で雇い止めに遭った、派遣切りに遭ったという内容でした。

さらに、各市民団体との連携という活動にも、弁護士会は共催あるいは後援という形で取り組んできました。まず、近畿生活保護支援法律家ネットワークというものがあります。これは弁護士会そのものの取り組みではありませんけれども、弁護士や司法書士、ケースワーカー、学者の方々、実務家が中心になって、各地域に生活保護の支援ネットワークをつくっています。近畿にもありまして、現在200名ほどのメンバーが登録をして、水際作戦に遭った方からの相談を受けて、一緒に市役所、福祉事務所までついていくという活動をしています。

昨年はキャラバンも行いました。2台の車を使って全国を行脚しました。人間らしい生活と労働の保障を求めてつながろうということで、餓死事件が発生した北九州あるいは埼玉をスタートして全国を回るというキャラバンです。このキャラバンでは、例えば今問題になっております2,200億円の社会保障費の削減の停止、削減を廃止しようという全国的なアンケートをとって、今現在国会で議論されている成果につながっているということでもあります。

また、年越しホットライン「明るいクリスマスと正月を！年越し相談会」を全国20会場で行いました。これが東京での派遣村につながっていくということになります。

その他、大阪市役所前で2日間連続で行いました反貧困ネットワークの取り組みに大阪弁護士会が共催という形がかかりました。この両日に入った相談のうち84件の生活保護一斉申請を行いました。

上で述べたホットラインでは、生活保護の相談とあわせて非正規雇用の相談を受けま

した。

この相談の中で、非正規労働には、正社員と同じ仕事をしていても、賃金あるいは賃金以外の面で大きな待遇の格差があること、非正規労働には低賃金で昇給がないこと、働き盛りの40代、50代に非正規労働が拡大していること、年収200万円未満という生活保護並みの収入しかない労働者が6割もいること、極めて基本的な労働法制違反が多々見受けられること、驚くような人権侵害が多々見受けられることといった問題が浮き彫りになりました。また、福祉事務所の違法な水際作戦で生活困窮者を追い返している実態が今もなお続いていることがわかりました。

村田弁護士

今回、日弁連の人権大会で派遣法の抜本改正を求めるという決議を上げたのですが、決議を挙げた理由、及びその内容について説明いたします。

まず、貧困問題を解決する上ではやはり非正規労働の問題は避けて通れないだろうということで、非正規雇用、非正規労働の問題にスポットが当てられました。すなわち、貧困に陥らないために、雇用のネット、社会保険のネット、生活保護のネットという3つのネットがあるけれども、現実には雇用のネットが底抜け状態になっているのではないかと、いったん職を失えば、途端に住居も失い、生活する術を失うということで、滑り台社会と表現される状態があるのではないかと、改めて雇用のネットというものをきちっと見直していこうというのが、今回非正規雇用の問題に取り組んだ動機となっています。

現実には、労働相談で裁判までいける方の大部分は正規労働者で、非正規労働者の多くは裁判どころではないというのが実態であります。とりあえず住むところと生活が満たされると、それで満足をして、企業責任を追求するエネルギーさえもわき上がらないというのが実態で、これが大きな問題だと考えています。そういう状況を生み出している雇用政策、労働政策そのものにきちっと光を当てていくということが、人権課題として考えるときには重要ではないかということで、今回の日弁連の決議につながったということでもあります。

そういう点では、従来、弁護士会では、労働法制問題委員会が労働法政策に対して提言をしてきたんですけれども、この非正規問題、ワーキングプアの問題に取り組む委員会にはなかったということで、今回の人権大会を契機に日弁連では貧困と人権の委員会が立ち上がりまして、そこでこのワーキングプアの問題についても取り組んでいくことになりました。

現在の派遣法は、建前上は労働者派遣はあくまでも一時的臨時的雇用であるということが前提になっています。そこで想定されている派遣には2つありまして、1つは、派遣法の始まりからある専門業務です。現行派遣法でいうところの政令指定業務についての派遣で、派遣受け入れ期間の制限がない業務ということで認められています。一方、そうではない一般的な労働については、あくまでも一時的臨時的業務に限る。製造業も含めて、政令指定でない派遣については、派遣受け入れ期間が1年ないしは3年という形で限定されています。これは派遣労働者を受け入れて1年ないし3年続くと、その業務を引き続き続けたかったらそこは直接雇用の労働者で担わないといけないという意味です。これが今の派遣法の建前になっています。しかし、現実には、1985年に労働者派遣法ができた後、1999年から一般的な業務でも派遣可能に、2004年から製造業でも可能となっておって、派遣がどんどん拡大してきました。常用的な通常の業務がどんどん派遣労働に置きかえられて、しかも高い賃金ではない。正社員にかわる安上がりの労働として派遣が導入されて、違法な派遣が蔓延している実態があります。そこで、労働法規制がきちっときく派遣法の抜本改正を図る必要があるだろうということで日弁連の派遣法の抜本改正を求めるという決議がなされたのです。

決議では8つのポイントがありますが、重要なのは、1つは派遣業種の限定であります。日本の派遣労働は登録型派遣といいまして、派遣元と派遣先の会社間の契約でもって初めて雇用が発生するという形態の契約なのですけれども、そのように雇われている者と使う者が分かれるような業務は、できるだけ例外的なものとして限定していく必要があるだろうと考えております。当初の派遣法制定時にはそれが原則だったのですが。

さらに重要なのは登録型派遣の禁止です。登録型派遣は前述の通り派遣元と派遣先が合意解約すればたちまち雇用を失ってしまうという危険があることで、この登録型派遣そのものを禁止すべきではないかということです。

さらに、直接雇用のみなし規定を求めております。違法な派遣がされているときに、現行法上は派遣労働者と派遣先に直接雇用関係があると考えられる救済規定がありません。違法を摘発すると職を失うという状態に多くの派遣労働者がなっているということもあって、この直接雇用のみなし規定を是非入れるべきであるということです。

野呂副議長

口火を切りますが、阪神大震災のときに孤独死というのがありまして、それを取材していたのですけれども、孤独死した人たちをたどっていくと、すべてが劣悪な住環境だ

ったんです。阪神大震災のときには、大阪弁護士会の弁護士に呼ばれてNGOのHABITATが現地の調査に来たんです。彼らは、人権規約の社会権規約の中にある居住権をもってして、この豊かな国でこれほど居住権が侵害されているのかという非常に驚きを持ったレポートをまとめたんです。

例えば、居住権をやっている弁護士はいるんですけども、それがなかなか貧困と結びつかないと思うんです。だから、片やこちら側から労働問題として迫っていくのと、片や居住権の問題から貧困に迫っていくという多面的なところでやっていただけたらなと思います。

普門弁護士

住居の問題としては、まずホームレスになる手前のような人について使えるのは生活保護になると思います。また、大阪府あるいは大阪市では自立支援センターというところに行くことになると思います。自立支援センターというのは、野宿状態にある人もそうですけれども、家がなくなって住む場所がなくなって困ってしまったというときに、舞州とか天六、西成、淀川などにあるんですが、そちらのほうに行って3カ月、6カ月の間、集団生活をして、その間に貯めたお金でアパートを借りるというところです。

ただ、国際人権規約の視点とか、プライバシーの視点から、居宅で生活保護を受けることが原則であって、自立支援センターというのは強いられるものではないという見解をもつ弁護士もおり、もっと大きな居住権、住居権というようなレベルでの取り組みというのは並行してやっていかなきゃいけないと思います。

郭委員

深刻なのは、いわゆる雇用形態が住環境まで規定してしまう、すなわち契約が切れるとそれまで住んでいた社宅を追い出されるということですね。そこをきちんと人間の生活として保障するような発想は企業側にはないのが問題です。

特に外国人の日系人の人たちが真っ先に首を切られていくという状況があります。うちに相談に来てかかわったケースでは、ブラジルの人なんですけれども、子供もいて、ブラジル人学校に行っていたんですけれども、会社を首になってしまった、社宅を出ないとだめだということになりまさに翌日からホームレスになってしまったんです。貧困の問題というのは住居の問題、仕事の問題という多面的な視点から、人間の生きる権利としてどうトータルにケアしていくのかという視点を持たないと解決しないというのが実感としてあります。

大國委員

大阪府下ではホームレス問題に対する計画を立てているのですが、その中で実際に活躍しておりますのが「社会貢献事業」でございます。いわゆる高齢者福祉の関係の老人福祉施設をはじめとして、そういう課題に対する相談を全面的に受けるコミュニティーソーシャルワーカーという人たちを500名配置しておりますし、それから、社会貢献支援員という名前で、これは大阪府の補助金を受けてやっているわけですが、これが48名、府社協（大阪府社会福祉協議会）を中心に動いています。そういう人たちが、3年間で1万数千件ぐらい、具体的にどうしていけばいいかという相談を受けて、かなり手助けをしてきました。

そういう中で見ますと、先ほどおっしゃった社会的孤立の解消や、経済的援助・緊急支援、生活保護への結びつけ、自殺の防止、などの支援とともに、片一方で本人の自立への指導ないし意識の喚起という面からの活動もしています。

そういう活動と弁護士さんの相談事業とが今どう結びついているのかをお教えいただきたいと思います。

普門弁護士

府社協の方々とは、いつも一緒に法律相談をさせてもらっています。今、大阪市内には自立支援センターがあるんですけども、府下になると、地域の市民の反対に遭ったりしてセンターがなかなかつくれないという状況があります。では、そういう地域では何をしているかという、大阪府下を4ブロックに分けて、大阪府社協の方々には、豊能・三島とか中南海内なんかを担当されて巡回相談事業というものをされておられますので、そこに我々法律家も一緒について行って法律相談をするというようなことをやらせてもらっています。

ただ、こういう使える事業とかノウハウがあるとかということを私達弁護士は結構知らないのが現実です。

大國委員

大いに利用して、手を結んでいただきたいと思います。例えば、社会貢献事業では、10万円が限度ではございますけれども、高齢者施設の施設長がオーケーと言って、支援するソーシャルワーカーが必要だと主張すれば、そういうお金が結構出るんです。年間8,000万円ぐらい5年間で3億8,000万円寄附金を集めてやっております。

村田弁護士

最近では労働組合などもそういう相談を受け付けています。

野呂副議長

弁護士会としてこの派遣法改正以外に何か取り組んでいらっしゃることはあるんですか。

村田弁護士

非正規雇用の問題は派遣の次の課題として、有期雇用を規制するのかもしれないのか、あるいは均等待遇、派遣から直接雇用になっても、契約社員だとかアルバイト、パートという形で格差は残りますので、その部分をどう解消するのか、これは大変議論の多いところだと思いますけれども、次は多分そういう問題になっていくんだろうと思います。

ただ、今の状況は、派遣だけが非常に差別をされているのは間違いないと思います。住居や社内食堂の利用などの実態を聞きますと、間接雇用のあり方というのは相当見直しをしないといけないのではないかと思います。

野呂副議長

弁護士会は政府とか政党にはよく物を申すんですけども、経団連に物を申したりはしないんですか。

畑会長

経団連とも連合とも意見交換会はあるんですが、頻繁ではないですね。

特に、非正規雇用をテーマにというのは余りないですね。

労働問題になると、経団連、連合と議論しないと地に足のついた議論ができないので、そこはやっぱり必要だろうと思います。

村田さんのおっしゃった正社員と契約社員という問題は非常に難しいんです。正社員の労働条件は、そういう被差別的な存在によって支えられているんじゃないかという側面もあるので、そうすると、正社員の労働条件を下げて契約社員の条件を上げるという形をとらないと国際的競争に勝てないという問題もありますから。

野呂副議長

その国際競争力ということを手企業はよく口にするんですけども、そもそも一企業が1兆も利益を出す必要があるのか、会社とは何か。会社法の専門家もいらっしゃるでしょうから、弁護士会として、法律の専門家として、会社とは一体何ぞやということをも真っ向から経団連と議論していただきたいと思うんです。本当に1兆の利益が必要なのか。国民がもたずして会社があるのかということにもなると思いますので、そもそも

会社とは何だという根本からの話をしないと、この非正規・正規問題は解決しないような気がするんです。

阿部議長

ただ、このままでは国際競争に勝てないから、日本の工場を閉めて中国なりマレーシアなりに拠点を移しますと、企業が国外に出て行ってしまったときに、それに対して、ほとんど対応のしようがないのですね。生産拠点を国外に移すことを禁止することはできないでしょうし、そういう中で日本での雇用をどのように確保していくのかという問題になってくると、すごく手詰まりな感じがいたします。

大國委員

安い雇用といいますと障害者の問題がやはり大きいと思うのです。障害者が2008年、前年度比で1.8倍の解雇に遭っているのです。障害者は非常に低い率でしか一般企業には就労できていません。

村田弁護士

先ほど言ったように、派遣の建前からいくと、障害者雇用は本来派遣労働でしたらいけないと思うんです。障害者雇用は本来ずっと雇用することが前提になっていますから。

大國委員

福祉的就労はやめて一般就労の形で一般企業に持っていきましょうという流れですが、その背景にはいろいろな問題がございまして、例えば短時間労働、派遣労働の問題などをこれからどうやっていくかということは大きいと思います。障害者の問題としては、最低賃金制度の除外か、重度障害者を半人前に扱う（ダブルカウント）など差別的な問題の解消をはじめとして課題は多いのです。

それから、障害者の法定雇用率を企業にはかけていまして、今、決まりとしては企業は1.8%は障害者をとりなさい、公的部門はもっとたくさん雇わねばならないとなっておりますけれども、実際の雇用率は低く1.5%で、法定の数字1.8%まで達していない。しかも、それを達成しない企業に対しては、納付金という形で、雇用する数が少ない分だけお金の納めなさいという罰金のような形になっているのです。そうすると、そちらのほうがやりやすい、雇うよりもそのほうが効率がいいということでもそちらに走ってしまいがちです。

阿部議長

自立支援については、これは障害者の場合が典型的だと思うのですが、イギリスなど

でも、福祉的な支援は就労を前提としたものであるという Welfare to Work という発想が一般的になっていますね。しかし、実際問題として働ける場が限られている中で自立支援ということが余りに強調されると、不可能なことを強いられるということになってしまう。自立支援という発想そのものが持っている危なさを十分意識する必要があるのではないかという気がします。

普門弁護士

生活保護法をどうしようかという問題もあって、知事会が出している案では、5年有期の保護制度を新たにつくって、その間就労指導を徹底してやるという仕組みを考えています。日弁連は、同時に生活保護法の改正要綱案というものもつくってしまっていて、自立支援という言葉の意味も含めて、もちろん働くことは一方で保障されるべきで、制約されてはいけないわけですが、生活保護法という領域が本来持っている自立支援のあり方を守っていくような形とか、あるいは入り口での水際作戦を絶対してはいけない、申請書を届け出の窓口に置くということも盛り込んでおります。

飯田委員

僕自身は、労働者派遣法は廃止すべきだ、すなわちそもそも派遣労働がおかしいという立場に立つべきではないかと思えます。

すなわち、弁護士会は人権侵害という観点から問題をとらえますが、私たち消費者団体はこういう問題が発生した原因は政策の失敗にあるというふうに考えて運動しているわけです。例えば住居が奪われたときに、それを保護申請でもって住居をとりあえず用意するというところの措置で終わっているということではいけないんだと思うんです。その人の生活を再建するということまで見届ける、あるいは支援をする社会的な仕組みがないと、実際上はうまく機能したとは言えないと思うんです。

貧困については、例えば、親の労働の問題から発生した貧困が子供の貧困の問題に拡大しているといえますか、飛び火しているということもありますし、あるいは家庭であっても、労働者がいない、あるいは非正規労働でもって生活を支えざるを得ない、典型的にはシングルマザーの家庭の人たちがどういう状況に置かれているのかということも、この貧困問題を考える上では非常に大きな問題になっているのではないかと思います。

大國委員

ホームレスの中でも医療の問題、健康保持の問題、住宅問題がやはり大きいと思うの

です。福祉のほうは、排除や孤立からのインクルージョン（包み込み）という考え方から入ってきているわけです。そういう中で、健康に関する格差の背景には貧困が絡んでいるわけですから、それに対応しなければ根本的にはだめだ、だから経済問題と両立して進めていこうという考え方がイギリスやフランスなどでは強いと思います。

一方、大阪のホームレスを考えてみますと、結核が物すごく高率に出ているという問題も出てきています。しかし、それは、弁護士さんと連携していろいろな問題を解決していく中でしか健康問題も解決しないということのようです。

また、生活保護との関係では、結核を見つけると入院していただいて治すのですけれども、治った方が65歳以上だとほぼ生活保護は通るのですけれども、年齢が65歳以下だと、病気が治ったんだから働きなさいということで、生活保護が通らないという問題がありますので、そういう治療などをした後のフォローも弁護士さんから強く言っていただければ、もう少しやりやすくなると思います。

それから、ちょっとした簡易宿泊所みたいなところに住所を移すわけですが、住居のあっせんビジネスのような者がいて、あっせん手数料や家賃という名目でずっと天引きで取られ続けるという事例があります。それから、就労についても運転手として雇われた人が、車検を受けていない車を使わされ、事故を起こしてしまった。すると簡単に解雇されたのです。しかも、事故の損害賠償があるから退職金は払わないと言われてしまった。それで弁護士さんと一緒に労基署のほうへ行きましたら、それはおかしいと、問題は別だから取れるはずだということで、そのあっせん・解決をしていただいたのがやっぱり弁護士さんだったのです。「ひまわり（大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター）」の弁護士さんです。退職金もきちっと取れたということです。そういういろいろな場面でかかわっていただければすごくありがたいなと思います。しかし一般の方には、どこへ行ってもいいかわからないとおっしゃる方は多少はいらっしゃると思います。市町村の相談事業もございますけれども、そういうのがもう少し充実して、弁護士会の中のそれぞれの部局にすんなりとなつなっていくシステムができればいいのになと思います。

郭委員

僕は、人間が働いて生きて暮らしていくことが権利として保障されるべきことであるという考え方を、もう一度日本の中で確立していくべきだ、それがまず前提だなと思いました。つまり、働き手を紹介するのに、マージンを取ってそこでお金もうけしている

者がいる、この派遣というシステム自体が非常にゆがんだ構図ではないかと思うわけで、働きたい人が働いてほしい人のところできちんと生活を営めることが保障されるというのが当然のありようだと思うんです。もう一つは、住居の問題も経済問題だけじゃなくて、母子家庭とか高齢者、障害者の方が、要するに住宅弱者として入居差別を受けたりする事例もあるわけですから、貧困の問題というのは経済だけではないいろんな問題がそこには横たわっています。弁護士会として、こういういろんなものを人権という切り口の中でどう統合できるか、あるいは意見交換をしながら横断的にとらえていくシステムができるのかといったことは、中長期的なテーマとして、より豊富な議論をしていただきたいなと思います。

あともう一つは、先ほど来、具体的なテーマで、相談があって対処をして、その後のフォローまでどうかかわるかということがありましたけれども、僕は多分、弁護士会だけでは無理だと思います。入り口のところでその問題は何かという位置づけをして、具体的にどういう解決の道筋があるかということを示して、専門家としてアドバイスなり具体的な行動をした上で、その後のフォローなりというのは、地域のいろんな団体ですとかNPO、労働団体、行政というところとのネットワークの中できちんと向き合っていけるような仕組みみたいなものを考えるほうがよりベターではないかと思います。

そういう意味では、余り僕は知らなかったんですけども、近畿生活保護支援法律家ネットワークみたいなものは、地域の中では非常にありがたいなと思います。

飯田委員

困っている方々というのは、日々の生活が大変で、新聞も読んでいない、もしかしたらテレビもないかもしれない、派遣村の報道も見ていない方もいるかもしれないという中で、弁護士にたどり着くというのはなかなか至難の業だと思うんです。大阪弁護士会のどこかに窓口がありますよということでは不十分で、そういう方々が行く窓口、端的に言うと行政の窓口と弁護士会が連携を持っておくということが非常に大切なことだろうと思うのと、もう一つは、そういう問題を扱っているNPOの方々と結びつく。直接的に弁護士会が結びつくのではなくて、クッションを置いた形でネットワークをつくるという発想のほうがいいのではないかと私は思います。

大國委員

アクセスですけれども、大阪市はいいかもしれませぬけれども、府下になりますと、

ちょっと離れると全然行けないということが結構ございます。ひまわりさんが成年後見のPRなどをしてくださるのは、少なくともブロック別に出張相談という形でやっていただいています。

普門弁護士

「ひまわり」なんかはお家まで出張していくようなケースもありますね。

野呂副議長

水際作戦とか、あるいは多重債務の問題でも、行政などの側は自己責任論を言うじゃないですか。皆さんがやられるときに、自己責任論に対してはどう法律家として考えているのですか。

普門弁護士

生活保護法には無差別平等というのが規定されていますので、今生活が困窮するに至った経過は問わないという前提に立っています。ギャンブルでつくった借金だから生活保護を受けられないということもないという理解でやっています。

野呂副議長

弁護士会の理事者に聞きたいのは、弁護士会として政策面で政府に対して物が言えないのか。今まで弁護士会というのは、第一次産業について考えたことがほとんどなかったと思うんですが、大阪の場合は公害の委員会が非常に活発で、70年代ぐらいからやっているわけでしょう。その公害委員会は、今、環境のほうになってきていると思うんです。じゃ、エコという側面で緑の雇用ということを考えれば、今までに培った公害に対するノウハウとか環境に対する考え方というのは弁護士会の中に非常にたくさんあるはずだと思うんです。

だから、産業構造を転換してどうやって雇用を生み出すかということを考えることに弁護士たちの知恵を絞るということができないものか。雇用といたってそんなすぐにはできるものじゃないけれども、今、農政改革をしたりして第一次産業の人口を増やそうとしているし、若者もそういうことをやりたいんだけど受け皿がなかなかないという中で、そういうときに弁護士会としてももう少しネットワークよく動いて、第一次産業に目を向けて雇用を考えるとかということができないものかとふと思ったんです。

例えばそれぞれの委員会の方々は、「このAさんの生活保護をどうしようか」ということで日々やっているわけでしょう。これは法律だけの問題ではなくて、運用の面をや

っているわけですね。そうすると、政策というものに対して、現行の法律の中で、それこそ減反をやめろと言うことだって考えられるじゃないですか。そういう政策面に関してのコミットを弁護士会として行う。理念として緑の雇用を生み出すということから考えていけば、今までの公害委員会、それが環境委員会になる中で培った理念、考え方が生かせるんじゃないかなと思ったんです。

最初の畑さんのあいさつのメモを見ると、農村から都市へというあたりでセーフティネットが崩れてきたというお話をされていたので、そういう視点から考えることも可能だなと。

畑会長

環境とか雇用という側面でいうと、地方が疲弊している、限界集落なんていう言葉も出てきていますけれども、そういうところをどういう形で再生するのかという問題はあると思います。けれども、そういう視点で弁護士会として取り組むような体制に少なくとも現在はなっていないですね。

野呂副議長

既成概念を変えていくというのも弁護士たちの大きな力ですのでね。

畑会長

弁護士会としては、人権という側面、法律制度という側面、そういうものに対してコミットしていく、やはりそこが活動の中心だと思います。余り政策的なことを言い出すと今度はまた難しいところがございます。

野呂副議長

若者たちが希望を持って働ける社会でないと子供も増えないわけですから、その根本は、誇りを持って働くことができる社会の実現だと思います。だから、翻っていけばこれは正に人権なんです。だから、それこそこれからの弁護士が取り組んでいっていただくような課題だと考えるんです。

大國委員

今、緑の話をなさいましたけれども、雇用の拡大という意味では、福祉分野、医療分野の賃金を上げることで雇用の拡大という大きなテーマがあると思います。かなり雇用が促進されると試算されているわけですから、そういう意味では、弁護士会がそういう点でもちょっとお言葉をかけていただければ、高齢者も喜び、障害者も喜び、医療費の抑制じゃなくて、必要な医療にかかれてという人権問題につながるんじゃないかなとい

う気がいたします。

野呂副議長

弁護士会が正しい圧力団体になるということです。

畑会長

弁護士会が力があつた時代があつたかなと、余り記憶にないんですけども、確かにいろんな面で専門家はいらっしゃるので、人権大会というのはその発表の一つの場だと思いますけれども、そういう形で一つの運動に取り組むということは必要だろうと思います。

緑の場合、私も不勉強なので、それでどれだけ雇用が創設できるんだと申し上げることはできないんですけども、食糧の自給率の問題であるとか、農村が荒れたという問題、これは人口の問題もありますけれども、減反で田んぼや畑が放置されている。そういうものを見直し、政策の見直しというのは必要になってくるだろうと思います。

ただ、今まで取り組んでいないので、雇用という側面とか、日本の地域格差をどう解消していくか、是正していくかという方面からの視点とか、いろいろな面から考えるべき問題だろうと思います。

郭委員

貧困の問題が出てきたときに、最低賃金が果たして今の水準でいいのかみたいな話が確か国会の中でも出ていて、最低でも時給 1,000 円にすべきだという話があつたと思うんですが、弁護士会の中では、給与水準や、あるいは生保水準としては基本的にこういう水準を確保すべきだみたいな話は議論されているんですか。

村田弁護士

シンポジウムなどではそういう議論はすごくされていますが、提言というところまでには行っていません。労働基準法で定められている最低基準を掛け直すと 2,000 時間ですね。そうすると、最低賃金が 700 円としたら 140 万、1,500 円ぐらいにしてやると 300 万と。今、労働基準法どおりに働いている人は少ないという実態がありますから、まずは労働基準をきちっと守らせる。今、日本の年間平均労働時間が 3,000 から 3,500 ぐらいだと思うんですけども、労働基準法に定められている最低基準が 2,000 時間、そうすると 1,500 時間分余計に働いているので、その分を分け合えば雇用は増えるのではないかという議論もありますし、そもそも最低賃金の決め方が、パートタイムの主婦の課税最低基準を基本にしてやっているんじゃないかという指摘もあります。法定の最

低基準の 2,000 時間の 4 分の 3 で 1,500 時間、課税基準が 103 万円ですから、1,500 時間を 103 万で割ると今の最低賃金が出てくるんじゃないか、そもそもの最低賃金がどうという観点で決められているのかというところから議論をしないといけないということが指摘されています。

阿部議長

ただ、生活保護も高水準でということになると、やはり増税ということになっていくでしょうし、結局は北欧型ということになるのかもしれませんが、高負担で高福祉な社会国家をつくっていくという方向で本当に合意が得られるのかどうか気になります。ワークシェアを行うとか、消費税を 15%とか 20%にするとかして、負担は高まっても、そのほうがみんな幸せに暮らせていいのではないかという合意がどうしたら形成されるのだろうかということが一番気になる場所なのです。この人たちを救うためにみんなで負担し合おうという負担についての提言を、弁護士会として行っていくつもりはあるのでしょうか。

村田弁護士

そういう議論も多分必要になってくるんじゃないかと私自身は思います。正社員だけの利益を守るということは不可能だろうと思います。ただ、現状は、雇用のネットとなると当然そこには税金以前のところで企業の負担が出てくるわけで、さらに均等待遇を実現しようとしたら、既存の社員にも負担が出てくる可能性もありますし、弁護士会だけではできない議論だろうと思います。

大國委員

秋葉原の無差別殺傷事件では、派遣労働者を切り捨てるということを知っていて、それであの事件を起こしたということ、それから、犯罪の再犯率が貧困を土台として非常に高いということから、そういう貧困と犯罪との関係について弁護士会としてこれからなさろうとしていることがあればお教えいただければと思います。

普門弁護士

今、ホームレス部会、社会保障部会では、毎回 4 名の弁護士が三月に 1 回、和衷会という更生保護法人のところに法律相談に行っています。その視点は、ホームレス問題も、派遣労働の問題も、刑務所を出てきてどう自立しようかという支援の問題も、根本は一緒である、広義のホームレスの問題であるというスタンスで、ホームレス部会の弁護士が行っていきまして、さらにその法律相談を拡大したり、更正保護相談所での相談を模索

しているところです。弁護士会の中で横断的なチームをつくって、障害者の刑事弁護に関するプロジェクトというのができていますが、そういうプロジェクトチームとか、少年、子どもの権利委員会とかの弁護士さん、あるいは障害者問題でいうとひまわりの弁護士さんなんかで、更正保護相談所での相談をずっとあたたためてやってまいりました。

阿部議長

いろいろお話が出てきましたが、大きく分けると、まず第一に、今ここで困っているこの人をどう助けるのかという個別の権利救済の問題が一つ、すごく大きな問題としてあると思います。その権利救済を必要としている人というのは一色ではなくて、外国人や障害者等の大きなハンディを抱えた人たちをどう救っていくかという問題が一方ありますし、他方で、十分な就労能力を持っている人に、本当の意味での自立支援をどういうふうに図っていくのかという問題もあります。そうした個々の人たちの生存権や働く権利をそれぞれをどうやって保障していくのかという個別救済の問題は、やはり弁護士さんのかかわるべき重要な領域なのだろうと思います。仕事を保障する、生活を保障する、住居を保障する、いろんな意味で人間として本来あるべき生活を、働き方も含めて保障していく、その仕組みをうまく運用していく、それで個々の人を救っていく活動をより推進していく必要があるということが今日の議論で出てきた一つの大きなポイントだろうと思います。

第二に、社会の構造そのものを変えていく必要もあり、そのための活動に弁護士さんは、あるいは弁護士会はどういうふうにかかわっていくべきなのかということがもう一つの大きな問題としてあるだろうと思います。法の専門家として、派遣法等の法改正に向けて積極的に働きかけていくということもあるでしょうし、あるいは法を超えた広い意味での政策提言、よりよい社会の運営の仕方についての提言を積極的に行っていく可能性もあるのではないかというご指摘もありました。

それとともに、この第二の問題は弁護士さんだけで対処できるものではなく、より広い範囲で、行政、医師、NPOなどいろんな担い手の人たちが連携し合うことで初めて解決できる問題であって、弁護士さんの取り組みが、ほかのさまざまな方々の取り組みとうまく結びつくことによって大きな効果を上げる、そういう領域として貧困問題というのはあるんだろうということも考えさせられました。

昨年来の不況はまだしばらくはおさまらないでしょうから、貧困はこれからますます深刻な問題になっていくでしょうし、さらに高齢化がさらに進んでいったときに、高齢

者福祉のあり方もより深刻な問題になっていくのではないかと考えられます。そうした問題への対処を含めて、弁護士さんには今後ますます頑張ってもらいたいと考えております。

今日のご報告どうもありがとうございました。

6 次回テーマについて

福田副会長より、次回テーマを男女共同参画としてはどうかとの提案があり、委員全員の承諾を得た。次回日程は10月5日午後2時～5時。

また、本年度は市民会議の回数を年3回とし、本日は10月5日、及び平成22年2月頃に3回目を開催するという事で、委員全員の承諾を得た。

7 閉会

川崎副会長、大砂副会長から挨拶があり、阿部議長の閉会宣言にて本日の議事を終了した。